

郡山市教育支援委員会条例をここに公布する。

令和元年12月24日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市条例第36号

郡山市教育支援委員会条例

(設置)

第1条 市内に居住し、障害等により教育上特別の支援を必要とする者（以下「障害のある児童生徒等」という。）の就学及びその後の一貫した教育的支援に資するため、郡山市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害のある児童生徒等の障害の種類及び程度の判定に関すること。
- (2) 障害のある児童生徒等の就学先の決定に関すること。
- (3) 障害のある児童生徒等の就学先決定後の一貫した支援に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 特別支援教育関係教職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とす

る。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。  
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。  
(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮  
って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例  
第69号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                        |      |           | 改正前                                        |     |     |
|--------------------------------------------|------|-----------|--------------------------------------------|-----|-----|
| 別表第 2 （第 2 条、第 5 条関係）<br>附属機関の委員等の報酬及び費用弁償 |      |           | 別表第 2 （第 2 条、第 5 条関係）<br>附属機関の委員等の報酬及び費用弁償 |     |     |
| 1 報酬                                       |      |           | 1 報酬                                       |     |     |
| 区分                                         |      | 報酬費       | 区分                                         |     | 報酬費 |
| (略)                                        |      |           | (略)                                        |     |     |
| 学校運営協議会                                    | (略)  | (略)       | 学校運営協議会                                    | (略) | (略) |
| 教育支援委員会                                    | 委員長  | 日額 8,100円 |                                            |     |     |
|                                            | 副委員長 |           |                                            |     |     |
|                                            | 委員   |           |                                            |     |     |
| (略)                                        |      |           | (略)                                        |     |     |
| 2 (略)                                      |      |           | 2 (略)                                      |     |     |